## 定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

平成26年3月4日

 石川県監査委員
 和田内 幸 三

 同
 金 原 博

 同
 安 田 慎 一

 同
 織 田 静 代

(別 紙)

能 第 4 5 号 平成26年2月14日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成26年1月30日付け石監査第487号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
会計事務をつかさどる 出納員が不在の期間があ り、任命手続がなされてい ませんでした。 今後、このようなことが ないよう厳重に注意して ください。		指摘のあった出納員任命の手続きにつきましては、今後、このようなことのないよう、 財務規則等に基づき、適正な事務処理に万全 を期するよう徹底しました。

## 石川県監査委員様

## 石川県教育委員会

平成26年1月30日付け石監査第487号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
校内で発煙事故がありました。 今後、施設の管理に万全を期するよう厳重に注意 してください。	学校	発煙事故の原因となった電化製品につきましては、校舎内にある全ての製造年月日を確認し、老朽化したものについては全て廃棄処理を行うとともに、今後このようなことがないよう、職員に対し下校時に電化製品の電源を切るように指導の徹底を図りました。